

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条を第六十九条の二とし、第二章第五節中同条の前に次の一条を加える。

(製造たばこの区分)

第六十九条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- 一 喫煙用の製造たばこ
- イ 紙巻たばこ
- ロ 葉巻たばこ
- ハ パイプたばこ
- ニ 刻みたばこ
- ホ 加熱式たばこ
- 二 かみ用の製造たばこ
- 三 かぎ用の製造たばこ

第七十条の次に次の一条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第七十条の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の令第三十九条の九に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第七十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第六十九条の二第一項」に改め、「消費等」の下に「(以下この条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を、「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に、「もつて喫煙用の

紙巻たばこ」を「もつて紙巻たばこ」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「際し、」の下に「第四項の」を、「重量」の下に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量」を加え、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第七十一条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「掲げる製造たばこ」の下に「及び前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこ」を、「の重量を」の下に「紙巻たばこの」を加え、「第六十九条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第六十九条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の地方税法施行規則第八条の二の三に規定するものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として令第三十九条の九の二第四項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び

法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二

号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第七十一条に次の三項を加える。

7 第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの第三項第三号イに定める金額又は紙巻たばこの一本の金額に相当する金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第七十一条の二中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第七十一条の三第一項第二号中「第三十九条の九」を「第三十九条の十」に改め、同条第三項中「第六十九条」を「第六十九条の二」に改める。

附則第十条の二第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

（広島県税条例の一部改正）

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第二十条」を「第十九条」に改める。

第七十一条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

（広島県税条例の一部改正）

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項、第五項及び第七項中「によつて」を「により」に改める。

第三十四条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三十六条中「によつて」を「により」に、「扶養控除額及び」を「及び扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四

条第二項、第七項及び第十二項の規定により」に改め、「基礎控除額を」の下に「、それぞれ」を加える。

第三十八条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第五十二条第二項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第五十五条の二第一項中「によつて」を「により」に改める。

第七十一条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第七十一条の二中「九百三十円」を「千円」に改める。

附則第四条の二第二項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から第十一条の二の二まで、附則第十一条の二の四から第十一条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十三条の二の二までにおいて「前年」という。）」に改め、「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

附則第六条の四第一項第三号及び第六条の四の二第二項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

（広島県税条例の一部改正）

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

第七十一条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第七十一条の二中「千円」を「千七十円」に改める。

（広島県税条例の一部改正）

第五条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

第七十条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第七十一条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「及び前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこ」を削り、同条第五項中「第三項第二号」を「

第三項第一号」に改め、同条第七項中「第三項第三号」を「第三項第二号」に改め、同条第八項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第九項を削る。

(広島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 広島県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年広島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「は、新条例」を「は、広島県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県税条例附則第十条の二の改正規定 平成三十一年一月一日
二 第二条中広島県税条例第七十一条の改正規定及び附則第四条の規定 平成三十一年十月一日

三 第二条中広島県税条例第四十九条の改正規定 平成三十二年一月一日

四 第三条(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日

五 第三条中広島県税条例第七十一条及び第七十一条の二の改正規定並びに附則第五条の規定 平成三十二年十月一日

六 第三条中広島県税条例第三十四条の二第一項第二号、第三十六条及び第三十八条の改正規定並びに附則第四条の二第一項及び第二項の改正規定(「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。)並びに次条の規定 平成三十一年一月一日

七 第四条及び附則第六条の規定 平成三十三年十月一日

八 第五条及び附則第七条の規定 平成三十四年十月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 前条第六号に掲げる規定による改正後の広島県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二

年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条本文に規定する施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に第一条の規定による改正前の広島県税条例(以下「旧条例」という。)第六十九条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(旧条例第七十一条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において「売渡し等」という。)(が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下「平成三十年改正法」という。))による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。)(第七十四条第一号に規定する製造たばこ(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。))を同日に販売のため所持する旧条例第六十九条第一項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)(附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定により県たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県の区域内に所在するとき、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十条第三項に規定する申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、平成三十年改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定す

る県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十条第三項第二号に規定する県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第一条の規定による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第七十一条第一項、第七十一条の二、第七十一条の三、第七十一条の五、第七十一条の六及び第七十一条の八の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第七十一条第二項中「前項」とあるのは「広島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年広島県条例第三十七号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第三条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第三条第二項」と、新条例第七十一条の五の二第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「平成三十年改正条例附則第三条第三項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成三十年十月三十一日」と読み替えるものとする。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第七十一条の五の規定により県知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第五条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた平成三十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小

売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県の区域内に所在するときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十二条第三項に規定する申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、平成三十年改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十二条第三項第二号に規定する県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第三条の規定による改正後の広島県税条例（以下「平成三十二年十月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（平成三十二年十月新条例第七十一条第一項、第七十一条の二、第七十一条の三、第七十一条の五、第七十一条の六及び第七十一条の八の規定を除く。）を適用する。この場合において、平成三十二年十月新条例第七十一条第二項中「前項」とあるのは「広島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年広島県条例第三十七号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第五条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第五条第二項」と、平成三十二年十月新条例第七十一条の五の二第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「平成三十年改正条例附則第五条第三項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成三十二年十一月二日」と読み替えるもの

とする。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が平成三十二年十月新条例第七十一条の五の規定により県知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した地方税法施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

第六条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県の区域内に所在するときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成三十年改正法附則第十三条第三項に規定する申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、平成三十年改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、

当該申告書は、同項に規定する県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した平成三十年改正法附則第十三条第三項第二号に規定する県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の広島県税条例（以下「平成三十三年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（平成三十三年新条例第七十一条第一項、第七十一条の二、第七十一条の三、第七十一条の五、第七十一条の六及び第七十一条の八の規定を除く。）を適用する。この場合において、平成三十三年新条例第七十一条第二項中「前項」とあるのは「広島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年広島県条例第三十七号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第六条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十年改正条例附則第六条第二項」と、平成三十三年新条例第七十一条の五の二第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「平成三十年改正条例附則第六条第三項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成三十三年十一月一日」と読み替えるものとする。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が平成三十三年新条例第七十一条の五の規定により県知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した地方税法施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

第七条 附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。